平成２８年（フ）第４８号
栃木県栃木市泉町17番13号
債務者　小林　政雄
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５０号
栃木県下都賀郡壬生町大師町44番18号　ドルフ・レーベンⅠ　102号
債務者　齋藤　麻衣（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第６１７号
東京都福生市大字福生691番地第１長寿ビル210号室
債務者　高橋　絵麻
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４９号
静岡県袋井市浅羽1791番地の５、前住所静岡県袋井市久能2512番地の２
債務者　畠山　好正
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
静岡県浜松市北区引佐町川名889番地、前住所静岡県浜松市中区富塚町681番地の１シャトレ富塚Ｂ－208
債務者　西澤　基次
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５０７０号
千葉県船橋市西習志野４丁目１－10－101
債務者　玉置　太朗
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８３号
神奈川県藤沢市善行団地３番７－202号
債務者　福本　隆一
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２２号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番16－502号
債務者　北條　孝之
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５５号
神奈川県海老名市勝瀬４番23号
債務者　高橋　　浩（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３９３号
横浜市港南区下永谷６丁目３番29号　エトワール下永谷103
債務者　花上　　朗
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１２６号
東京都江戸川区鹿骨２丁目８－16　第１マキノコーポＡ－102
債務者　石毛真由美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８６５号
東京都江東区大島９丁目７－８－505
債務者　内村　　亮
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６４号
東京都豊島区池袋１丁目５－８、住民票上の住所東京都豊島区池袋３丁目28－３
債務者　中原毬子こと　ナカハラ　ジーン　マリコ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５２号
横浜市金沢区六浦２丁目３番16号　宮本アパート１Ｆ
債務者　濱舘　清彦
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４４５号
静岡県焼津市下小田606番地10
破産者　株式会社栄田工業
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
静岡県浜松市中区板屋町612番地メゾン・セントラル603号
破産者　ＢＲＩＧＨＴ　ＬＩＧＨＴＳ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係